

六角川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は、「六角川水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、六角川水系で発生した令和元年8月及び令和3年8月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、六角川流域においてあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系六角川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(実務者会議)

第6条 協議会に必要に応じ個別課題毎に実務者会議を置くことができるものとする。

- 2 実務者会議の構成は、個別の課題毎に任意で構成できるものとする。
- 3 実務者会議の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 4 実務者会議は、本協議会で行う取組及び関連する事項について、個別課題等の調査、検討及び調整等を具体的に行うことを目的とし、結果について幹事会

へ報告する。

(協議会の実施事項)

- 第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 2 六角川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
 - 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」策定と公表。
 - 4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会及び実務者会議は、原則非公開とし、幹事会及び実務者会議の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第10条 協議会、幹事会及び実務者会議を円滑に行うため事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、佐賀県県土整備部河川砂防課及び九州地方整備局武雄河川事務所防災情報課に置く。
 - 3 実務者会議の事務局は、実務者会議毎に設置するものとする。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第12条 本規約は、令和3年2月20日から施行する。

(附則)

- 第13条 本規約は、令和5年3月29日から施行する。

別紙1 六角川水系流域治水協議会 名簿

- ・ 多久市長
- ・ 武雄市長
- ・ 小城市長
- ・ 大町町長
- ・ 江北町長
- ・ 白石町長
- ・ 佐賀県 政策部（危機管理・報道局）危機管理防災課長
- ・ 佐賀県 農林水産部 農山漁村課長
- ・ 佐賀県 農林水産部 森林整備課長
- ・ 佐賀県 農林水産部 林業課長
- ・ 佐賀県 県土整備部 まちづくり課長
- ・ 佐賀県 県土整備部 下水道課長
- ・ 佐賀県 県土整備部 河川砂防課長
- ・ 佐賀県 佐賀土木事務所長
- ・ 佐賀県 杵藤土木事務所長
- ・ 気象庁 佐賀地方気象台長
- ・ 農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長
- ・ 林野庁 九州森林管理局 佐賀森林管理署長
- ・ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 佐賀水源林整備事務所長
- ・ 国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所長

別紙2 六角川水系流域治水協議会幹事会 名簿

- ・ 多久市 防災安全課長、建設課長、農林課長、都市計画課長
- ・ 武雄市 防災・減災課長、農林課長、建設課長、都市計画課長、下水道課長、治水対策課長
- ・ 小城市 防災対策課長、農林水産課長、農村整備課長、建設課長、下水道課長、都市計画課長
- ・ 大町町 総務課長、企画政策課長、生活環境課長、農林建設課長
- ・ 江北町 総務政策課長、地域振興課長、基盤整備課長
- ・ 白石町 総務課長、企画財政課長、生活環境課長、農村整備課長、建設課長
- ・ 佐賀県 政策部（危機管理・報道局）危機管理防災課 副課長
- ・ 佐賀県 農林水産部 農山漁村課副課長、農地整備課技術監、森林整備課副課長、林業課副課長
- ・ 佐賀県 県土整備部 まちづくり課副課長、下水道課副課長、河川砂防課技術監
- ・ 佐賀県 佐賀土木事務所 副所長
- ・ 佐賀県 杵藤土木事務所 副所長
- ・ 気象庁 佐賀地方气象台 防災管理官
- ・ 農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長
- ・ 林野庁 九州森林管理局 佐賀森林管理署 次長
- ・ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 佐賀水源林整備事務所 造林係長
- ・ 国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 副所長（技術）